

ID: 48

担当部署: 生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町体育施設設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	昭和55年条例第3号		
【基準】 第8条の規定による。 (使用料) 第8条 使用者は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める使用料を、使用日の7日前までに前納しなければならない。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日